

## 「男女共同参画週間」を知っていますか？

日本において「交通安全週間」「読書週間」など、「〇〇週間」と呼ばれるものの中には、

「男女共同参画週間」という週間もあります。

期間は6月23日から29日までの1週間。「男女共同参画社会基本法」の公布・施行日（平成11年6月23日）を踏まえ、様々な取組を通じ、男女共同参画社会基本法の目的や基本理念について、理解を深めることを目指しています。

平成29年度の男女共同参画週間のキャッチフレーズは「男で〇（まる）、女で〇（まる）、共同作業で◎（にじゅうまる）」です。職場でも、学校でも、地域でも、家庭でも、それぞれの個性と能力を発揮すること、それを認めることが、より良い社会につながります。私たちのまわりの男女のパートナーシップについて、この機会に考えてみませんか？